

令和元年度 第1回 彦根市総合教育会議

SSWの視点からの児童虐待の現状

～ 彦根市の子ども支援の現場から ～

令和元年 7月 16日(火)14:00～16:00

彦根市民会館 第三会議室

滋賀県SSW SV・彦根市SSWSV

(スクールソーシャルワーク スーパーバイザー)

社会福祉士 上村 文子

改正 児童福祉法 成立

体罰の禁止

- ・親が「しつけ」としての体罰を行うことの禁止
- ・民法の懲戒権のあり方を、改正法施行後2年を目途に検討

児童相談所の体制強化

- ・一時保護などを担う職員と保護者支援を行う職員を分ける
- ・医師と保健師を配置
- ・弁護士による助言・指導を常時受けられる体制に
- ・相談件数などに応じて児童福祉司を増やす

子どもの安全確保

- ・学校・児童福祉施設の職員らに児童の秘密を守る義務
- ・配偶者暴力相談支援センターなどは児童虐待の早期発見に努める
- ・虐待をした保護者への再発防止プログラム実施を児相等の努力義務に
- ・子どもの転居時、児相間の情報共有を徹底

少子高齢化により社会は激しく変化。

人口減少、財政難等の課題も深刻化。

- **少子高齢化**と**人口流出**により若年女性人口が
半分以下になる自治体が896に
(日本創生会議・人口減少問題研究分科会)
- **生産人口**は、**半数**に減少。
8,178万人(2010年) ⇒ 4,418万人(2060年)
(総務省調査、国立社会保障・人口問題研究所調査)
- 2025年 団塊世代が75歳 **介護・社会保障の問題**

子どもに光をあてるまちづくりの政策は将来的な
地域の活性化になり、すべての人(高齢・障がい・貧困・・・)
が住みやすい街になります。

これが「**共生社会の実現**」です。



2019/7/16

学校は 子どもの全てを把握できる

□児童相談所の対応は、義務教育年齢の全校児童数の約1%→15%の貧困や30%の虐待につながる孤立の家族への対応は不可能

児童相談所が対応するのは ごく一部

▲
レッドゾーン
(要保護)

……児相 対応 (緊急)
全ての子から見ると 約1%
施設入所は全相談件数の 約10%
児童福祉司もちケース過多

↓
就学後 これができるのは
全ての子が通う「学校」

イエローゾーン
(要支援)

……市町の児童相談部署
ていねいに歩む支援

グレーゾーン
(啓発・教育)

……学校や地域
自然体でアウトリーチでき
「教える・伝える・つなぐ」
が必要

全ての子育て支援層

学校に全数把握機関としての位置づけができれば、居所不明や見えない貧困などの把握、対応の可能性が生じる

↓
しかし つながりにくい

身体的虐待 (physical abuse)

子どもの身体に外傷が生じ、
または生じるおそれのある暴行を加えること。

* 外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、
たばこによる火傷

* **外傷が生じるおそれのある暴行とは、**
殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、熱湯をかける、
布団蒸しにする、冬に戸外に締め出す 溺れさせる、
逆さ吊りにする、異物を飲ませる…



* 外傷が生じる**おそれの有無に関わらず、**
生命に危険を及ぼす行為

ネグレクト(neglect)：育保護義務の拒否・怠慢

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。

- * 子どもの健康・安全への配慮を怠る。
- * 適切な衣食住の世話をしない。
- * 病気になっても病院に連れて行かない
- * 子どもを家に残したまま度々外出する
- * 子どもを車の中に放置する
- * 家に閉じ込める

- * 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する

- * 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない



心理的虐待 (emotional abuse)

子どもに著しい暴言または著しく拒否的な対応、
配偶者間の暴力(DV)など子どもに著しい心的外傷を与える言動を行うこと。

- * 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど
- * ことばによる脅し、脅迫など
- * 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- * 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- * 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- * 子どもが同居する家庭におけるDV

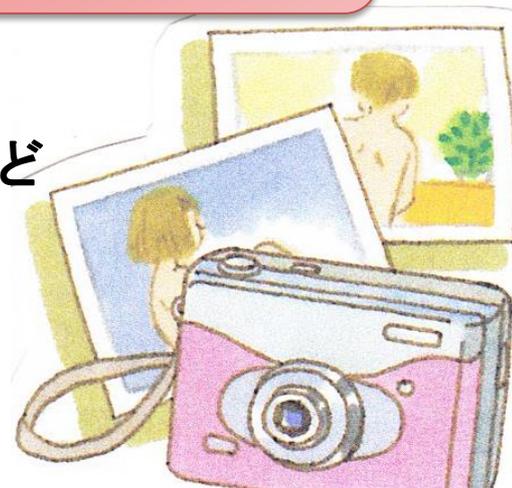


子どもの心に
不安やおびえを引き起こす

性的虐待 (sexual abuse)

子どもにわいせつな行為をすること、
または子どもにわいせつな行為をさせること

- * 子どもへの性行、性的暴行、性的行為の強要・教唆など
- * 性器や性交を見せる
- * ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する



性的虐待の対応は他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応を必要とします。事実を繰り返すことは子どもを傷つけ、何度も話すことによって事実と反した誤った記憶を形成することにもつながります。このため、性的虐待が疑われる場合には、早急に子ども家庭相談センターなどの専門機関に連絡をとり、どのような対応をすべきか相談することが大切です。

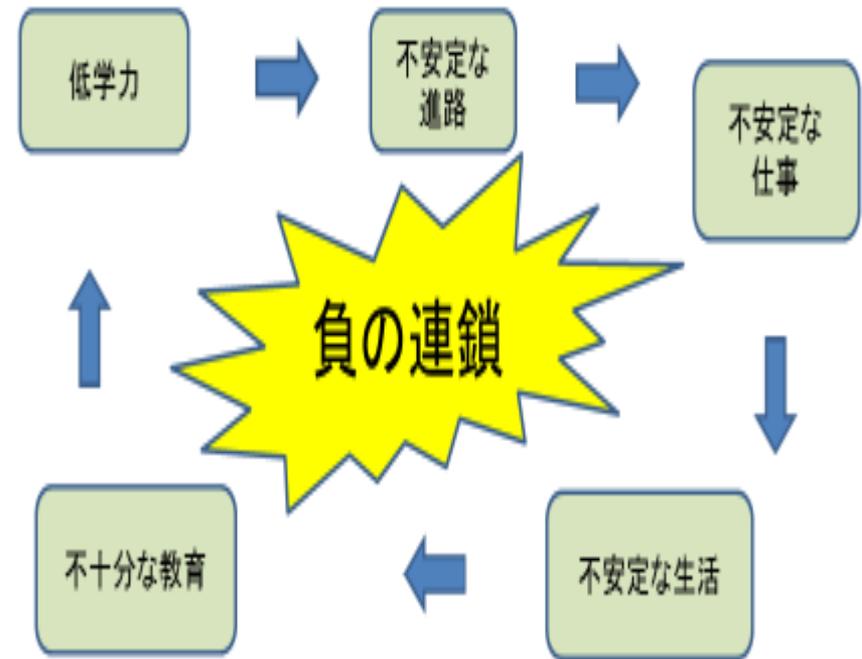
子どもの背景に見える 家庭環境の課題

- ★ ひとり親のクラスに占める割合の多さ
- ★ 保護者の就労の不安定さ
(非正規雇用、勤務形態の不安定さ)
- ★ ネグレクトの質と内容の多様化
- ★ 表面に見えない貧困
- ★ 就学援助の需要の多さ
- ★ 低所得、不安定就労、多子の
相関した貧困
- ★ 精神的な不安定さ → 安定した
就労に繋がらない
- ★ 頼れる親族・地域・公的機関に
繋がっていない
- ★ 子どもの教育にかける割合の
少なさ
- ★ 世代間連鎖
- ★ 経済的な見通し・計画性の欠如

虐待対応
の中で...

構造的、複合的な問題の多さ

『低学力』 ↔ 『貧困』…構造的に生み出された貧困



～養育力・教育力の不十分さ～

学ぶ意欲が持てない 学び方が分からない 学ぶ意義・目的が分からない

虐待の発生要因

1・保護者自身の要因

保護者自身の被虐待経験
愛情不足の幼児期の経験
養育能力の不足

2・家庭の状況

夫婦関係の不仲 家庭内でのストレス過多

3・社会からの孤立

近隣や親せきとの疎遠
子育て相談者がいない

4・子ども自身の誘因

手のかかる子 こだわりが強い
育てにくい子等への子どもへの
否定的な感情をもってしまう

子どもへの影響

虐待環境不適切な養育環境で育つと

基本的な信頼感を身につけられず、誰にでも「人は裏切るに違いない」といった対人不信感から、「依存と攻撃」または「支配と被支配」の対人関係に陥りやすい。

- ①身体的および知的発達への影響
- ②対人関係の問題 ・愛着関係の問題 安定した対人関係の基礎（**基本的信頼関係**） 共感性や道徳性の発達の基礎への影響 ・虐待的人間関係の再現性
- ③感情や感覚の調整の問題
- ④自己 および 他者イメージの問題
 - ・自分が悪いからと考えて自己イメージを悪化させ、行動や情緒、人格形成に影響をうける。
- ⑤問題行動化 などさまざまな課題
- ⑥心理的な影響が 人格形成を歪めてしまうことも…
- ⑦世代間連鎖へ…

自己評価

自尊感情が 低くなる

児童虐待が子どもに与える影響

児童虐待が脳に及ぼす影響

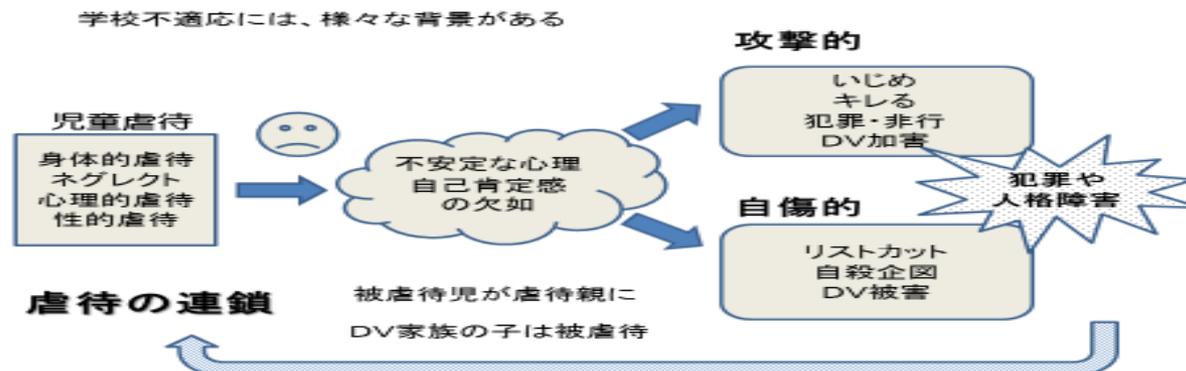
幼児期や学童期の虐待で受けた身体的傷がたとえ治癒しても、“こころ”に負った傷は、簡単には癒えずトラウマへ。脳の成長発達の著しい時期の不適切な養育は、思春期から様々な症状を伴って顕在化する。そして、後のうつ病やPTSD、解離性同一性障害（多重人格障害）、境界性人格障害や反社会性人格障害、行為障害などの精神的トラブルを引き起こす原因になる可能性が考えられる。

引用： 研究者： 児童精青年精神医学 杉山登志郎 Dr
小児発達学 友田明美 Dr

脳科学的に証明 → 虐待により言語野に大変なダメージを与える。海馬や扁桃体にも。

虐待とさまざまな問題行動の連鎖関係

～野田正人氏 より～



要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法第25条の2による**法定協議会**で、市町において、福祉、保健、医療、教育などの関係機関(者)で構成されている。

要保護児童もしくは**要支援児童**および保護者または特定妊産婦に関する情報、その他要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊産婦への適切な支援を図るために必要な**情報の交換**を行うと共に、要保護児童等に対する**支援内容に関する協議**を行う組織のこと。

①責任体制の明確化が各市町でされている

②守秘義務による情報共有

③関係機関への協力要請(児童福祉法25条の3)

2019/7/16

要対協 ケース会議の実際

情報共有は簡潔に報告 → 「課題」と「支援に役立つ強み」を

【ホワイトボードに】
家族図(ジェノグラム)
関係性をエコマップで

生活安全課
〇〇交番

警察

精神科病院

主治医 MSW
(医療ソーシャルワーカー)

課題・強み

あすくる
(少年センター)

連携

家庭児童相談室

家族とつながる
地域の関係機関

教育委員会

高校

役割
分担

中学校

SSW

小学校

日頃の連携(電話連絡)ができていると、
会議の時間短縮 課題の明確化に!!

いつ・誰が(誰と)
何の目的で
どのように

情報共有で終わるのでなく しっかりと分析し、適切な支援計画を導く
専門性が必要です。この「アセスメント」(分析)にSSWやSCが活用されています。

児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけ

SSWの職務



いじめ

不登校



学校不適応行動

学校



校内ケース会議

アセスメントとプランニング

- ① 学校不適応およびその児童が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 校内チーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援、相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動
- ⑥ 学校不適応児童の状況把握
- ⑦ 配置校のある市町内の小中学校における学校不適応事例に対する助言等

友人、学校環境 ・ 家庭環境 ・ 地域環境

子どもの貧困

児童虐待



児童相談所
家児相
保健・医療
福祉事務所

【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 等

関係機関

警察
家庭裁判所
保護観察所



教育委員会
適応指導教室

SSWはどのように支援を考えていくか？

- 子どもの内面の課題だけに焦点を当てるのではなく、本人を取り巻く環境にも課題があると考え、その環境調整・改善を目的とする。

相互に関連し、
影響を受けあう



- 1, 人の行動には、必ず背景・要因がある
- 2, それを個人と環境との関係に見いだそうとする。
- 3, そのために、情報を集め、分析する。
- 4, そして、具体的な対応策を検討する。
- 5, 関係者で確認し、分担して実施する。
- 6, 実施結果を振り返り、次の対応策を検討する。

アセスメント

プランニング

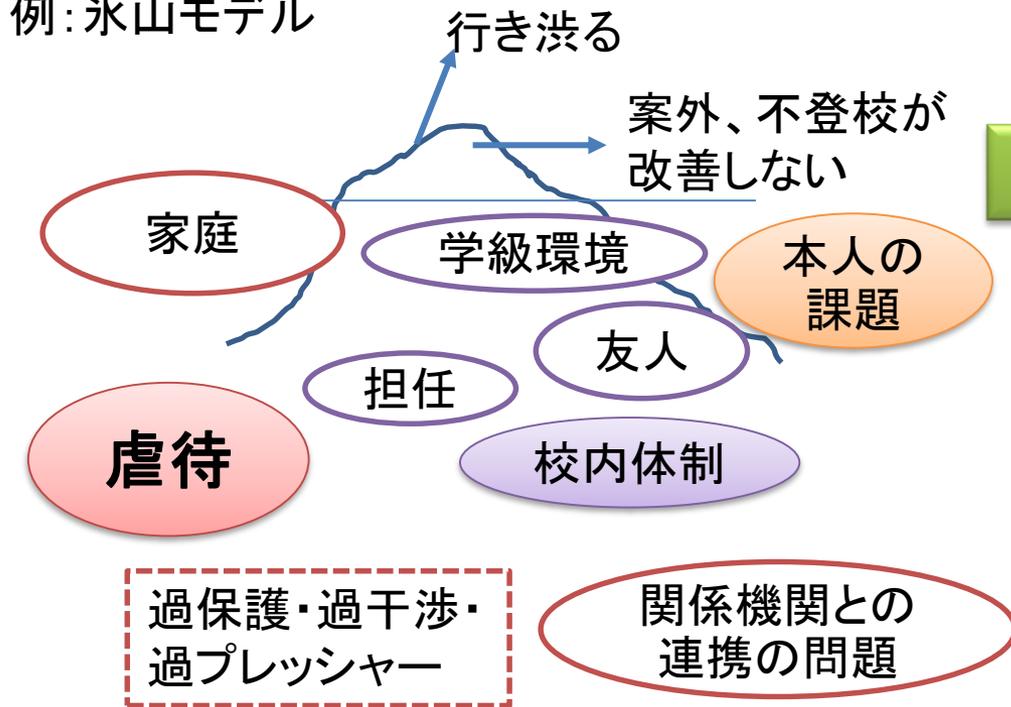
様々な背景を分析し、問題ばかりだけでなく
強みにも焦点をあてながら チーム対応で課題解決を…

原因 → 結果 という考え方
★原因を取り除けば、登校できるはず！

ではなくて…

- 大人が思う「きっかけ」と
真の問題がずれることもある

例：冰山モデル



★円環的にみる

キーワード

★弱みだけでなく 強みを

★システムで捉える

何でバランスが保たれるのか？
崩れたのか？



初期のアセスメントで終わらず → 再評価で見直す！

【例】(小学校) 学校組織体制(校内連携体制)

常に情報共有
校内の連携
関係機関との連携

学級担任・学年を支える校内組織体制(校内ケース会議)

役割分担の
明確化(例)

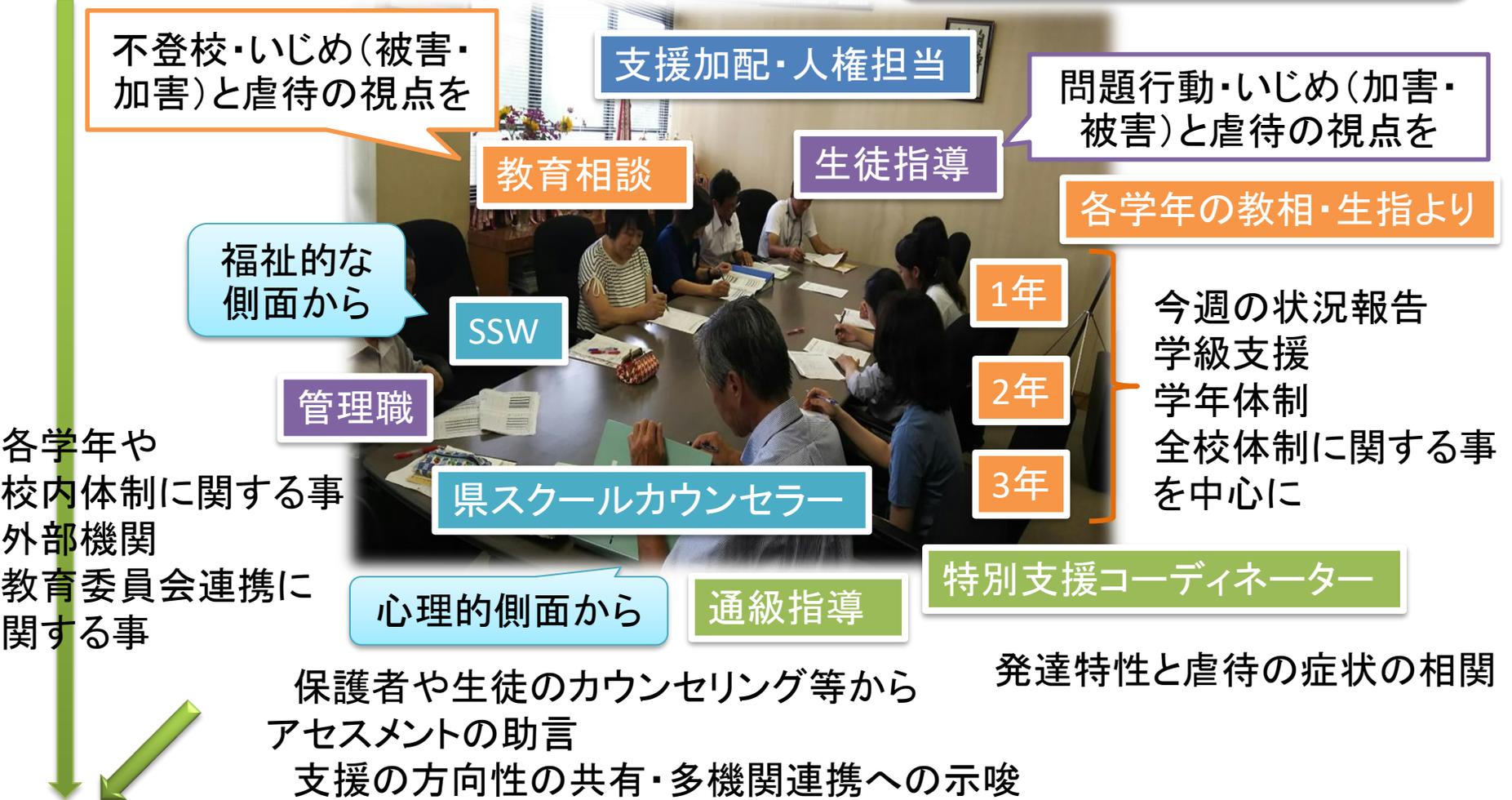
児童への支援・指導 保護者との連携	担任・学年主任・養教・教務等 生指、教相、特支担当等
----------------------	-------------------------------



< 中学校・高等学校：支援を組織で検討…効果的な会議… >

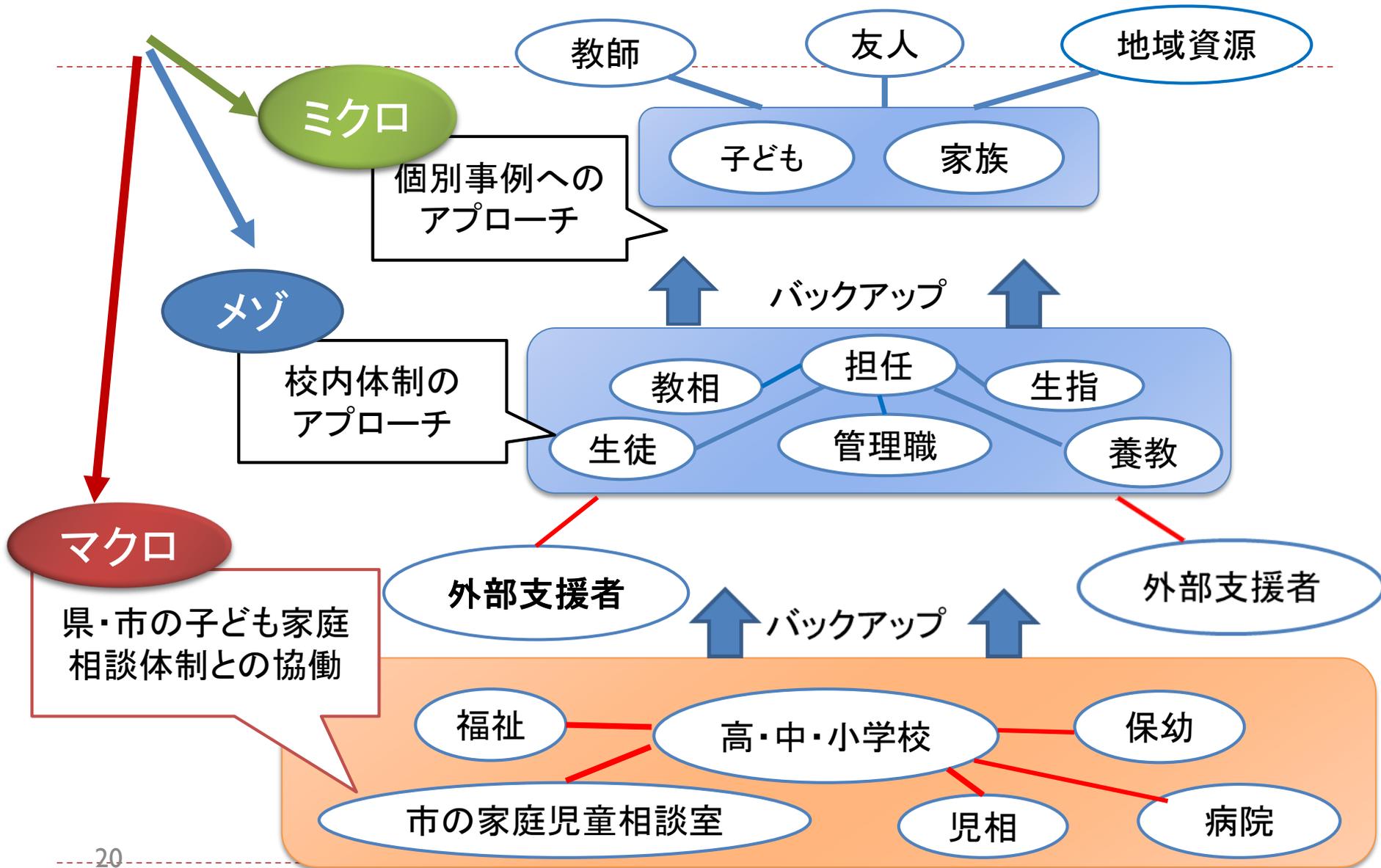
各学年からの報告を受け、会議の進行をしながら
外部専門家からの意見も取り入れる

状況報告で終わらない。
必ず**再アセスメント**！



20 多面的にアセスメント…「誰がいつ何の目的でどうする (校内・機関連携)を具体的に」

SSWとして子ども支援へのアプローチ



～ 学校で 良く 見受けられる 子どもの状態 ～

感情面:

孤独感・疎外感をもっている
イライラして、抑制がきかない
一度泣き出したら、なかなか自分から泣き止む事ができない
心から楽しんだり、喜んだりしない
気分のむらがあり怒りっぽい
生活パターンに順応出来ずパニックを起こしやすい



行動面:

愛そうとする親・権威のある人に攻撃的・挑発的
反社会的行動が目立つ
破壊行動をよくする
衝動や欲求不満に自制が出来ない
自虐的で、自傷行為をする
自分のしたことに責任を持たず、他人に責任を転嫁する
多動
他虐的で動物や自分より弱いものに残酷である



身体面:

自分に対して不注意で自傷的で、けがをしやすい
非衛生的になりがち
年齢相応な身体の発達が未熟で、小柄な子が多い
触られるのを激しく嫌がる
痛みに対して忍耐強い

人間関係:

人を信頼しない 人から情愛や愛情を受け入れず、自分も与えない
倫理観の欠如から良心が育っていない 平気で他虐行為を行う
見ず知らずの人に愛嬌を振りまき、まとわりつく
自分のまちがいや問題を人のせいにして責める
不適当な感情反応を引き起こすので、同年代の友達が出来ない
他人の感情を把握できず、共感や同情が出来ない



思考面:

自分自身・人間関係・人生に否定的な考えを持っている
自分に自信がない 新しい事やリスクの多いことには挑戦できない
年齢相応な考え方が出来ない パターンに固執し、柔軟な考え方が出来ない
忍耐力や集中力が低く、学習障害が起きることも・・・
因果関係が分からないため、常識が通用しない



道徳面・倫理観:

自分を悪い子だと思っている 愛する事が出来ないと思っている
後悔や自責の念がなく、自分を社会の規範の外にいる存在だと思っている

～ 厳しい現状 ～

- 通告件数の多さの背景...
- ①社会全体の認識の高さ
- ②本当に不適切な養育に生きる子どもが増えている現状
- 学校だけでは限界がある

①支援を要する子どもたちの増加→放課後家庭連絡・家庭訪問・ケース会議。組織対応、関係機関との連携。多種多様な対応と専門性が求められる。

②求められる質の高い教育活動→子どもと向き合う時間の確保・教材研究の時間・働き方改革。職員構成の変化(若手教員の増加)

- 児童福祉分野の専門性の課題
- 希薄化する地域の課題

例： 社会資源の開発 地域・学校・関係機関の協働

要保護児童対策地域協議会

